

2025年12月18日

# 第5回【南部地区】 藤沢市立学校通学区域見直しワークショップ



# 区域の見直し案の作成方法



## ■ 基本的な考え方

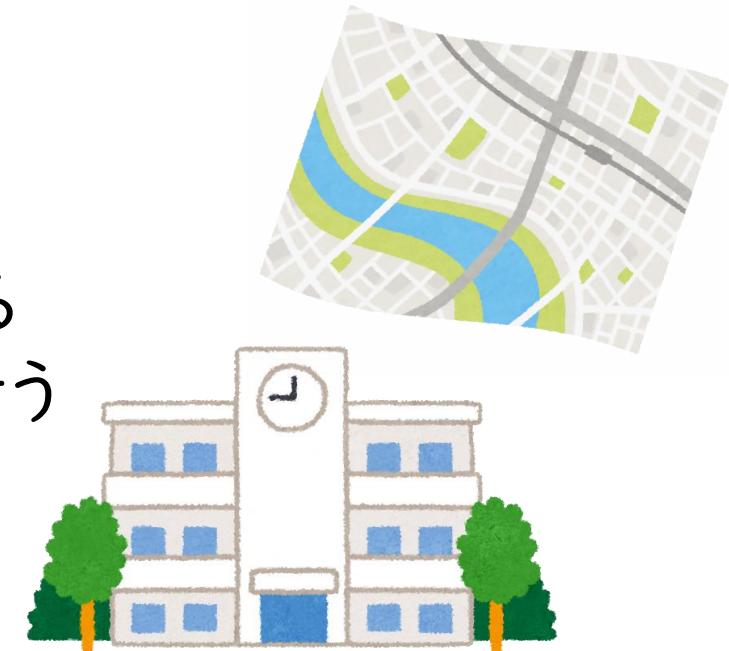
現在の通学区域をベースとし、次の目的で線を引き直す

- ・過大規模を解消する（南部取組対象校 4校における児童数の削減）
- ・慣例学区を廃止する

線の引き直しは必要最低限とする

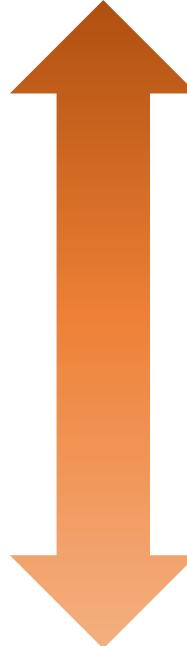
区域の見直し案の作成する場合は、

- ・見直しの対象となる学校の施設規模を考慮する
- ・区域見直しのポイント（次ページ）に基づいて行う



## 区域見直しのポイント(優先順位)

優先度:高



通学距離(時間)、通学の安全性を考慮する

自治会・町内会の区域を分断しないように考慮する

通学路の距離(片道)は、小学校でおおむね2km、中学校でおおむね3kmとする

境界を明確にするため、幹線道路・鉄道・河川・町丁目等で分ける

13地区の行政区割について考慮する

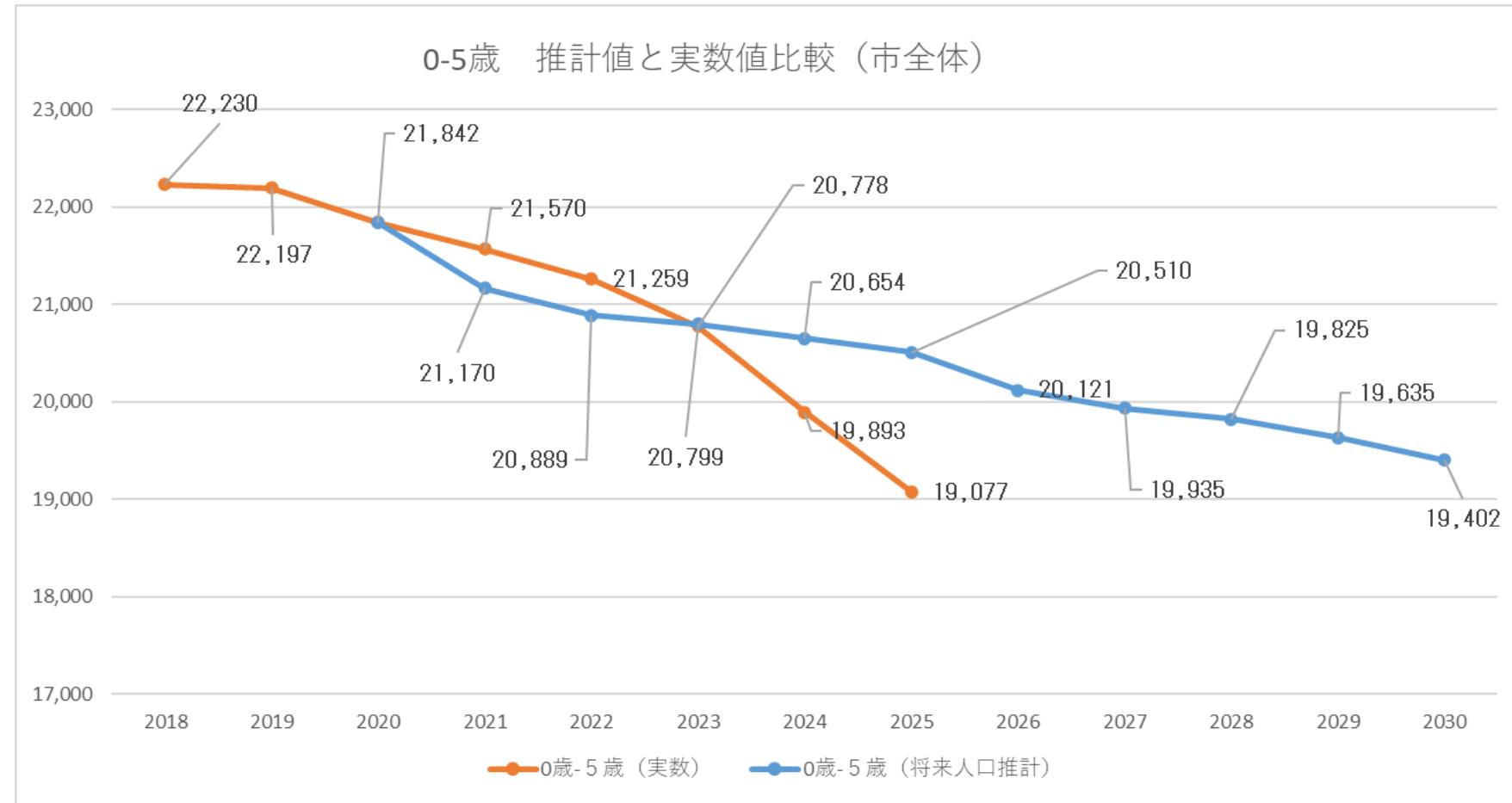
優先度:低



# 推計の見直し



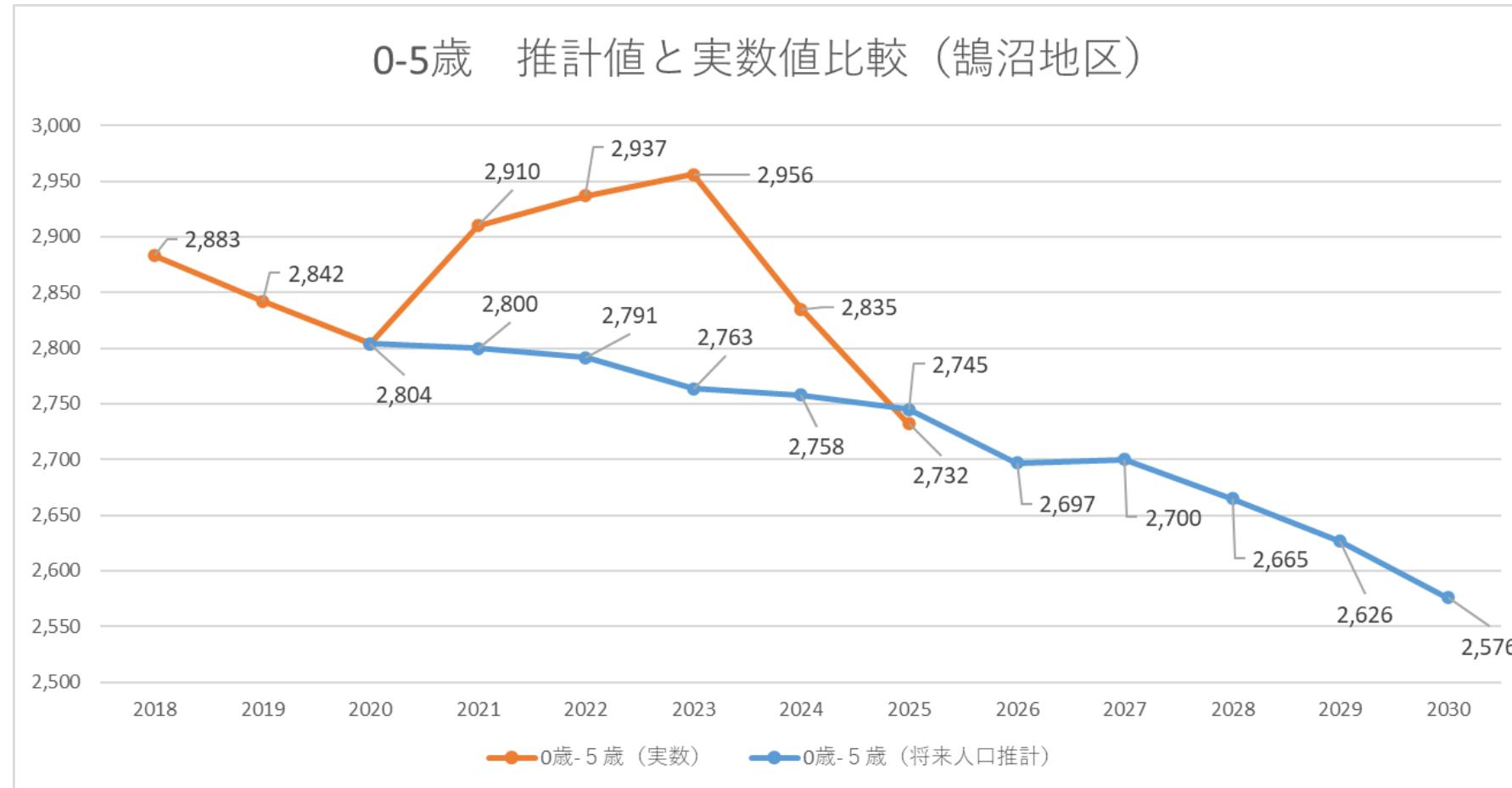
## 【実施計画策定時に使用した将来人口推計と実数値の比較（全市）】



# 推計の見直し



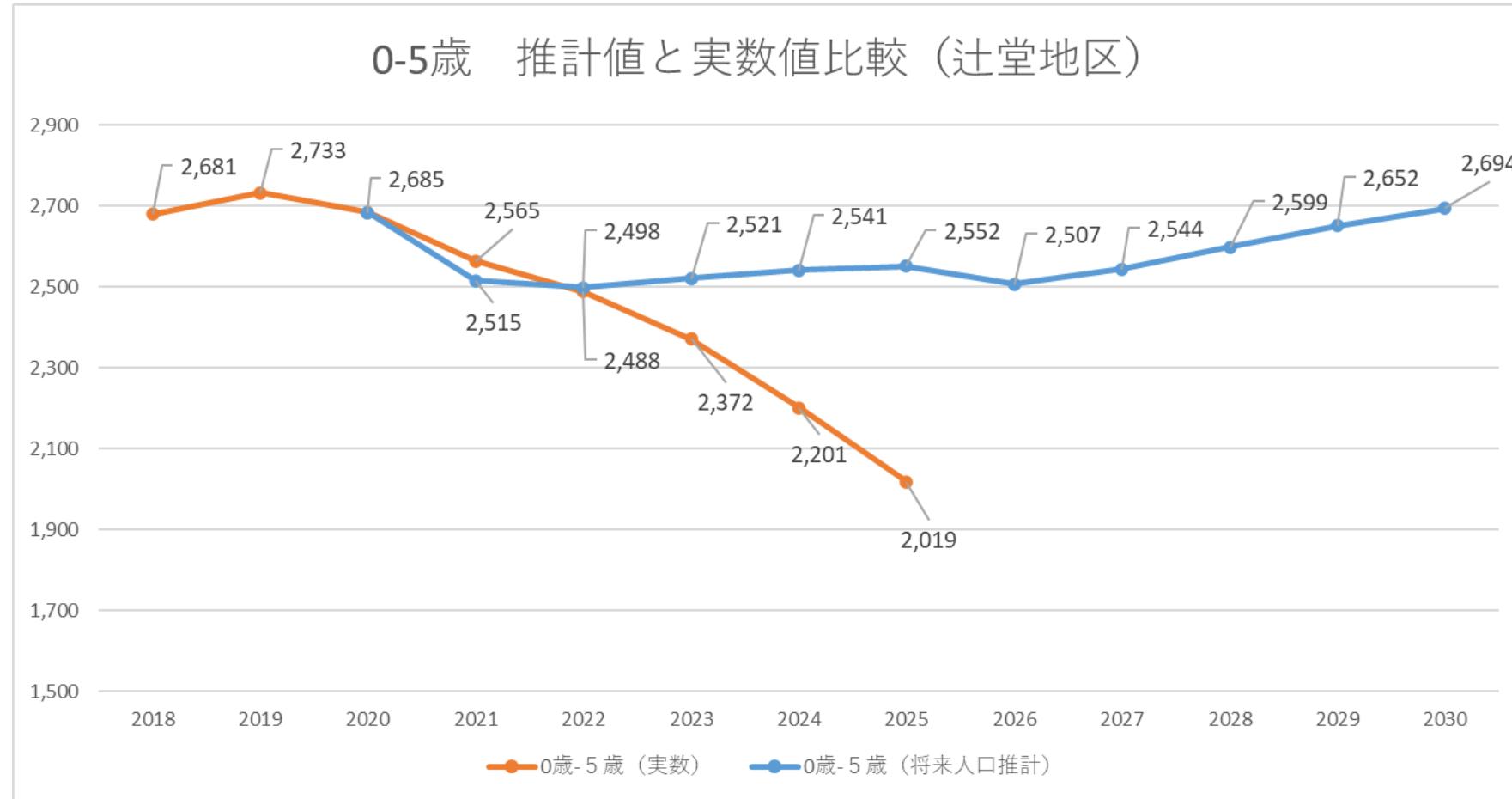
## 【実施計画策定時に使用した将来人口推計と実数值の比較（鵠沼地区）】



# 推計の見直し



## 【実施計画策定時に使用した将来人口推計と実数値の比較（辻堂地区）】



# 推計の見直し



## ver.2以降の南部学区案について

前回（9月開催）のワークショップから、近年児童数が減少傾向となっていることを踏まえて、見直し案を作成



# 区域見直し案(ver.3)

## ワークショップの主な【安全】に関する意見への回答①



意見	意見への反映
神台公園より北側のエリアをハ松小学校区から明治小学校区へ変更すると、交通量の多い国道を渡ることになり距離も伸びるため、安全面に不安がある。変更するのであれば羽鳥小学校の方がよいのではないか。	ver3.0では該当箇所の変更は行わないこととして修正しました。
辻堂駅南側のエリアをハ松小学校区から高砂小学校区に変更すると遠くなる。	自治会の境に併せて微修正は行いましたが、ver3.0でも引き続き該当箇所は変更を予定しております。
藤沢SSTより東側のエリアを辻堂小学校区から鶴沼小学校区に変更した場合、清水橋を渡ると近道であるが、通学路としては危険である。	清水橋は現在も通学路としては使用しておりませんが、既存の在校生同様、安全に通学するよう周知いたします。
藤が岡1丁目のエリアを大道小学校区から藤沢小学校区へ変更するとマンションの人々が坂や一本道に集まってしまうのではないか。	ver3.0では該当箇所の変更は行わないこととして修正しました。
藤沢駅南側の大道小学校区を広げる案について、駅(線路)を越えての通学が必要な範囲を広げるのはよくないのではないか。現存するところはあるもののエリアを広げる必要はない。	子どもたちのためのより良い教育環境の整備のためには、該当箇所の変更はせざるを得ないものと考えています。既存の在校生同様、安全に通学するよう周知いたします。
小田急線より東側の鶴沼小学校区の南側を鶴洋小学校区へ変更すること、鶴洋小学校区の江ノ島電鉄線よりも東側を片瀬小学校区へ変更すること、共に線路を越えなくなるのはよい。	該当箇所はver2.0から変更はありません。

# 区域見直し案(ver.3)



## ワークショップの主な【安全】に関する意見への回答②

意見	意見への反映
町内会を分断するように見直しの線が引かれているところがあるが、どうしてか。安全面を優先して区切っているのか。	町内会は分断しないように配慮しておりますが、子どもたちの安全面を最優先に見直しを行っております。
現行の鵠洋小学校区のうち、小田急線より西側のエリアについて、鵠洋小学校に通うために線路を渡るのは危険ではないか。	該当箇所は通学距離も考慮した結果、見直しの対象とはしておりません。引き続き安全に通学するよう周知いたします。
JR東海道線より北側の鵠沼小学校区のエリアについては、中学校学区や線路を横断してしまうことを踏まえて本町小学校区にしてよいのではないか。	JR東海道線北側の全域を本町小学校区に変更した場合、本町小学校の学校施設で対応可能を超える学級数となるおそれがあるため、全域ではなく一部の変更としております。
鵠洋小学校区の江ノ島電鉄線よりも東側のエリアのうち、国道467号線より西側は鵠洋小学校のままのほうがよいのではないか。	線路で区切ることとし、ver3.0でも引き続き該当箇所は変更を予定しております。
辻堂小学校北側の県道交差点が混雑しているので考慮してほしい。	辻堂小学校区の北側のエリアを一部縮小することとしております。

# 区域見直し案(ver.3)

## ワークショップの主な【自治会】に関する意見への回答①



意見	意見への反映
辻堂駅南側のエリアをハ松小学校区から高砂小学校区に変更する案は、中学校学区が考慮されていない。かつ、自治会も分断されている。避難場所、防犯協会も分断されている。	自治会の境に併せて微修正は行いましたが、ver3.0でも引き続き該当箇所は変更を予定しております。中学校区は小学校区の案が固まったのちに見直し予定です。
辻堂西町町内会の分断を考慮すべき。	従来この辻堂西町町内会は3校区に分かれていたところ、ver3.0では2校区となるよう修正しました。
東町交差点から北側のエリアを辻堂小学校区からハ松小学校区へ変更すると東町町内会が分断されるが、どうするのか。	子どもたちのためのより良い教育環境の整備のためご理解をお願いします
藤沢SSTより東側のエリアを辻堂小学校区から鵠沼小学校区に変更した場合、自治会、町内会はどうなるのか。	従来からSSTの東半分は鵠沼小学校区であり、今回の変更箇所については従来自治会内で2校区となっていたところを1校区としました。
鵠沼神明4丁目及び5丁目のエリアを鵠沼小学校区から本町小学校区へ変更するとしているが、町内会を分断しないよう変更する範囲を広げてもよいのでは。	町内会を分断しないよう、ver3.0では変更箇所を拡大することとしました。
鵠沼小学校区から大道小学校区に変更するとしているエリアは、鵠沼地区から抜ける扱いにするのか。地区レクはどうするのか。	ver3.0では該当箇所の変更は行わないこととして修正しました。
小田急線より東側の鵠沼小学校区の南側を鵠洋小学校区へ変更すると町内会が分断される。	子どもたちのためのより良い教育環境の整備及び通学路の安全性のためご理解をお願いします。

# 区域見直し案(ver.3)

## ワークショップの主な【自治会】に関する意見への回答②



意見	意見への反映
人数が減っているが、小田急線より東側の鵠沼小学校区の南側を鵠洋小学校区への変更や鵠洋小学校区の江ノ島電鉄線よりも東側を片瀬小学校区への変更などする必要があるか。	全体としては変更エリアを縮小しましたが、該当箇所については引き続き変更を予定しております。子どもたちのためのより良い教育環境の整備及び通学路の安全性のためご理解をお願いします。
鵠洋小学校区の江ノ島電鉄線よりも東側を片瀬小学校区へ変更すると、子ども会や、お祭り、文化の違いが大きすぎる。鵠洋小学校学区前提で引っ越してきている人が困るのではないか。	子どもたちのためのより良い教育環境の整備及び通学路の安全性のためご理解をお願いします。
小田急線よりも西側にある鵠洋小学校区は自治会のラインに合わせて見直してもいいのではないか。	該当箇所は通学距離も考慮した結果、見直しの対象とはしておりません。
鵠南小学校区から鵠洋小学校を選択することができる慣例学区を全てなくすのではなく、半分ずつに変更できないか、すべて廃止しなければならないのか。	今回の学区見直しエリア内の慣例学区は全て廃止することとします。

# 区域見直し案(ver.3)

## ワークショップの主な【その他】に関する意見への回答



意見	意見への反映
日本電気硝子工場跡地(鵠沼神明3丁目)に小学校を新しく建てるときの人数のバランスが良くなるのではないか。(インクルーシブな学校も良いかも) 日本電気硝子工場跡地は、現在本町小学校学区だが(事務局注釈、現状も現時点での変更案でも鵠沼小学校区です)、マンション開発が進んだらどのような扱いをするのか、鵠沼小学校にすると学級数も増える。	ver3.0では該当箇所については変更を予定しておりませんが、今後、大規模な居住を伴う開発があった場合は、羽鳥小学校区への変更を検討する予定であります。
中学校区も分かる図案にした方がよい。中学校区のことは考えているのか。	ver3.0では黄色で現在の中学校区のラインを併せて表記いたしました。中学校区は小学校区の案が固まったのちに見直し予定です。

# 区域見直し案(ver.3)

【南部学区案ver.2からの主な変更点】

次の小学校に関する変更エリアを修正

- 辻堂小学校区（戸塚茅ヶ崎線北側辻堂元町4丁目付近の八松小学校区への変更エリアを縮小）
- 鵠沼小学校区（本町小学校区への変更エリアを幹線道路まで拡大）
- 八松小学校区（北端エリアの明治小学校区への変更を廃止）
- 大道小学校区（藤沢小学校区への変更はなしとする）
- 高砂小学校区（南西端も浜見小学校区への変更エリアに拡大）



# 新たな通学区域の導入方法



## 【前提とする条件】

2027年(令和9年)4月1日までに新たな学区を決定



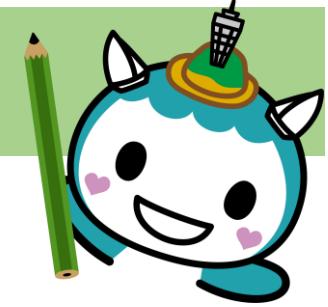
1年の周知期間を経て



2028年(令和10年)4月1日から新たな学区の運用開始(市内南北ともに)



# 新たな通学区域の導入方法



① 令和10年4月1日以降に

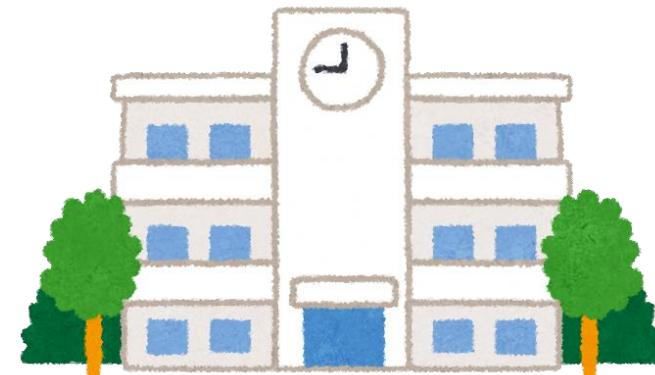
- ・ 新たに市立小学校に入学する児童
- ・ 市内で転居した市立小学校在籍児童
- ・ 市外などから市立小学校に転入する児童



については、**新たな学区に基づいて定める学校を就学指定校**とします

② **在校生は引き続き同じ学校での在籍**を基本とします

ただし、本人と保護者が希望する場合は、変更後の新たな学区の学校に転校することもできるものとします。



- 新学区への適用は令和9年度中は認めないこととします

# 新たな通学区域の周知方法

## 【一般市民向け】

- 市ホームページ及び市民ポータルサイト「ふじまど」
- 広報ふじさわ
- 公式LINE
- 公共施設
- 市役所内デジタルサイネージ
- 共創の観点でチラシ掲出に協力いただける市内事業所・店舗・施設
- 市内不動産会社(転入・転居者向け)
- 自治会町内会



### 【問い合わせ対応】

市コンタクトセンター（0466-25-1111）の活用

次回のお知らせ

第6回【南部】藤沢市立学校通学区域見直しワークショップ

2026年2月6日(金)

10:30～12:30

藤沢市民会館 第1展示集会ホール



よろしくお願いします